

簡易公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 2月20日

宇治市長 松村 淳子
(担当課：契約課)

記

品名	浄化センター用ボイラー清缶剤（1kgあたり）		
納品場所	東宇治浄化センター		
契約期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 365日間		
物品概要及び条件	ボイラー用複合清缶剤		
予定価格	¥1,309.00 /kg (税込)	最低制限価格	無
見積参加者に必要な資格・条件			
次の①～②のすべてを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②毒物劇物一般販売業登録			
見積参加表明書の受付			
提出期限 令和8年3月11日(水) 午前 11時 00分 まで 提出場所 宇治市役所 3階 契約課 見積箱 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
見積予定	予定日 令和8年3月11日(水) 午前 11時 00分 まで 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件にかかる契約の締結は、当該案件の予算成立を条件として行うものとします。 参加表明書、見積書及び毒物劇物一般販売業登録票の写しは同一の封筒に封入し、その封筒には、案件名、商号又は名称を記載してください。 見積書は、契約課カウンターにある見積箱に投函してください。 封筒のサイズは見積箱の投函口（130mm）に入るものとしてください（長形3号封筒など）。 別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

◆本件は単価契約です。予定価格は1 k gあたりの金額です。見積書には、1 k gあたりの金額を記入してください。

◆本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和8年2月20日（金）午前9時から

令和8年2月26日（木）午後5時まで

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

浄化センター用ボイラー清缶剤（1 k gあたり）仕様書

（適用）

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターが発注するボイラー清缶剤の契約において適用する。

（概要）

第2条 受注者は、下記の製品を指定量納品するものとする。

納入品 ボイラー用複合清缶剤

（契約期間）

第3条 本契約の期間は下記のとおりとする。

契約日 から 令和9年3月31日 まで

（納入数量）

第4条 納入予定数量は、期間内で400 k g程度とする。1回あたりの納入数量は40 k g程度とする。ただし、発注者の都合により納入量に増減があっても受注者は一切の異議を申し立てないものとする。

（納品場所）

第5条 受注者は、下記の場所に納品するものとする。

場 所 宇治市木幡北島10番地
名 称 東宇治浄化センター

（関係法令の遵守）

第6条 受注者は、納品するにあたり関連する諸法規、その他法令を遵守するとともに、諸法令の運用適用は受注者の負担と責任においておこなうものとする。

（公害の防止）

第7条 納入に際しては、清缶剤の周囲への飛散・落下の防止に努めることとする。道路や施設を汚染したときは、受注者の責任で速やかに清掃作業を行うこととする。

（施設の保全）

第8条 受注者は、既設構造物を汚染し又は、これらに損害を与えた場合は、受注者の責任と負担において復旧するものとする。

（納品及び作業に関すること）

第9条 受注者は、以下の各号により納品するものとする。

- ① 納品は、あらかじめ決められた日時に納品するものとする。
- ② 納品する清缶剤は、清缶剤・脱酸素剤・分散剤の効果を1液にした複合薬品とし、酸化鉄や硬度成分のスラッジ分散効果に優れ、高シリカ運転が可能であるものとする。
- 尚、納品する清缶剤は、下記製品と同程度の効果が期待できるものであること。

薬品製造者	アゲハ産業株式会社
薬品型式	ディスパー BNC-70

薬品製造者	栗田工業株式会社
薬品型式	クリンパワー W-600

- ③ 受注者は、契約後速やかにボイラー水の水質試験を行い、清缶剤により J I S B 8 2 2 3 の水質管理値を遵守出来ることを確認すること。また、定期的にボイラー水の水質検査を行い、水質が J I S B 8 2 2 3 の範囲内であることを確認すること。またボイラーや配管内部にスケールの発生等が確認された場合、速やかにスケールの発生等のない清缶剤を選定し納入すること。なおこれらの検査等にかかる費用は、受注者の負担とし、試験結果の報告書等を発注者に提出すること。
- ④ 納品する清缶剤の安全データシート（SDS）を提出すること。
- ⑤ 納品する清缶剤は、10kg単位の荷姿で納入するものとする。

(その他)

第10条 その仕様書に定めのない事項については、担当職員と協議の上決定するものとする。